

## 東北工業大学FD・IR企画部会規程

(趣旨・目的)

**第1条** 東北工業大学（以下「本学」という。）内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）は、組織的なFD及びIR活動の展開のため、委員会規程第5条第1項に基づき、委員会の下にFD・IR企画部会（以下「企画部会」という。）を設置する。

2 この規程は、委員会規程第5条第3項に基づき、企画部会の組織及び運営について定める。

(任務)

**第2条** 企画部会は、次に掲げる事項を任務として行う。

- (1) FDに関する企画の立案及び推進施策の実施
- (2) IRに関する企画の立案及び推進施策の実施並びに教育成果の分析
- (3) 委員会からの諮問事項の検討

(組織)

**第3条** 企画部会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長 1名
- (2) 学長が指名する本学教職員 若干名
- (3) 大学企画室長
- (4) 教務学生課長

3 委員の任期は1年とする。ただし重任を妨げない。

4 年度の途中で委員に選出された者の任期は、当該年度末までとする。

(委員長)

**第4条** 企画部会に委員長を置き、副学長があたる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

**第5条** この規程に関する事務は、大学企画室及び教務学生課が行う。

(改廃)

**第6条** この規程の改廃は、内部質保証推進委員会が行う。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。